

市議会定例会を開催



第4回岡谷市

議会定例会が、

9月2日(月)から

9月30日(月)まで

の29日間の会期で

開かれ、平成24年

度一般会計・特別

会計・企業会計の

決算認定や、条例の改正、補

正予算の審議をはじめ、一般質

問も行われました。おもな内

容をお知らせします。

◆ 条例 ◆

▽岡谷市看護専門学校条例が可決されました。

▽岡谷市子ども・子育て支援審議会条例が可決されました。

▽岡谷市廃棄物処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例が可決されました。

◆ 平成25年度補正予算 ◆

▽道路等の災害復旧事業費、シルキーバス乗降調査等委託料、野生鳥獣総合対策事業の追加分など、7078万1千円を追加し、一般会計総額を234億7947万2千円とする補正予算が可決されました。

▽岡谷市分収造林事業特別会計、岡谷市訪問看護事業特別会計、岡谷市病院事業会計の補正予算がそれぞれ可決され

ました。

◆ 決算 ◆

▽平成24年度岡谷市一般会計、岡谷市国民健康保険事業特別会計など7特別会計、岡谷市湊財産区一般会計、岡谷市水道事業会計、岡谷市下水道事業会計及び岡谷市病院事業会計は決算特別委員会を設置して審査が行われ、9月30日の本会議で決算認定されました。

◆ 一般質問 ◆

▽15人の議員が、災害・教育・経済政策などの市政の課題について一般質問を行いました(市議会ホームページにて映像配信)。

◆ 意見書 ◆

▽「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保を求める意見書」「若い世代が安心して就労できる環境等の整備を求める意見書」「過労死防止基本法の制定を求める意見書」「地方税財源の充実確保を求める意見書」が可決され、関係機関に送付することとなりました。

市議会の会議録は、岡谷市議会ホームページからご覧下さい。



講師…山梨学院大学 現代ビジネス学部教授
数住 伸一さん

参加無料

日時…11月16日(土)

午後1時30分～3時30分

場所…イルプラザ・カルチャーセンター
多目的ホール

※託児を希望する人は事前に申し込んでください。

申込み・問合せ●イルプラザ・カルチャーセンター
☎24-8404

山梨学院ともまなび講座(全4回)

平成25年度 基本テーマ『観光産業の課題と可能性』

第3回「宿泊産業の現状と将来」

地域経済活性化の一翼を担う観光業のなかでも、主要な産業の1つと位置づけられる宿泊業ですが、現実にはなかなか厳しい経営状態が続いています。

この講座では、既存の宿泊業の経営スタイルにフォーカスし、問題点を提起するとともに、今後の方向性について考察します。

広告

大切な本づくり
安心しておまかせください。

- ❖ 人生の節目に…自伝
- ❖ オリジナル書籍…句集・歌集・作品集
- ❖ 新たな未来へ…社史・校史
- ❖ 活動の足跡となる…機関誌・年鑑 など

中央印刷株式会社

〒394-0048 長野県岡谷市川岸上1丁目1-20
TEL (0266) 22-5551(代) FAX (0266) 24-0304
URL <http://www.chuo-print.com>

【本社】

〒171-0021 東京都豊島区西池袋5-26-19 陸王西池袋ビル4階
TEL (03) 3973-0201(代) FAX (03) 3973-0251

悪質な滞納者には財産の差押えをします

市税は、岡谷市の歳入の32・2%（25年度予算）を占める主要な財源です。滞納者はわずかですが、毎年の積み重ねにより滞納累積額は約3億円に達しています。市では税の公平性を確保するため、税の徴収強化を図り、滞納処分に力を入れます。

滞納整理にも税金は使われています

税金の納期限が守られると、滞納整理（督促などの業務）にかかる経費が不要となり、貴重な税収を市民のみなさんのより良い暮らしのために有効利用することが出来ます。納期限内の納税に、ぜひご協力ください。

滞納処分の種類と内容

税金を納期限までに納付しない状態を滞納といい、そのままに

しておくと、本来納める税額以外に督促手数料、延滞金を納めなくてはなりません。また、財産の差押えによって強制的に税金を徴収することもあります。

差押え

差押えする財産は、次のようなものです。

○不動産差押

土地・家屋などの不動産は、抵当権設定の有無にかかわらず

○給与・賞与差押

差押禁止額を超える給与や賞与すべて

○年金差押

公的年金で差押禁止額を超える給付額すべて

○敷金・入居保証金の差押

アパート、事務所などの敷金や入居保証金すべて。未払いの家賃などは、明け渡し時に相殺

○搜索・動産差押

自宅や事務所から発見された金銭や有価証券、電気製品、装飾品、自動車、オートバイなど

◆差押財産は、公売（インターネット・公売など）により換価して税に充当

滞納処分の流れ

①「督促」

納付期限までに完納していない人に督促状を送付し、納税を促します。

②「催告」

督促状を送付しても、一定期間内に納税されない場合、再度文書で納税を促します。

③「財産調査」

官公署、金融機関、勤務先、取引先などに対して財産調査を行います。

④「差押え」

財産調査で把握した滞納者の財産（動産、不動産、給料、預貯金、生命保険掛金など）を差押えます。

⑤「換価」

差押え後も完納とならない場合は、差押えた滞納者の財産を、公売、取り立てにより換価（換金）し、滞納している税金に充当します。

納税が困難な時は「相談ください」

次のような事情で、市税などを納期限までに納めることができない場合、分割での納付や、納期限の延長をすることが出来ます。お早めにご相談ください。

- 病気やケガで働けなくなった
- 失業や事業不振などで生計が維持できなくなった
- 災害や盗難で損害を受けた

問合せ●

税務課（内線1138）

従業員個人住民税の天引きをしていない事業主のみなさんへのお願い

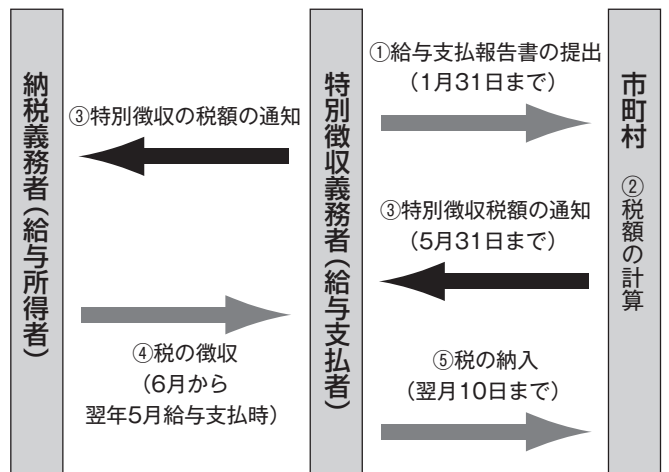
特別徴収実施について

個人住民税の特別徴収は、給与支払者が所得税の源泉徴収と同様に、個人住民税の納税義務者である従業員に代わって、毎月の給与から個人住民税を天引き（特別徴収）し、市町村へ納入する制度で、法定義務となっています。

（地方税法第321条の4および岡谷市市税条例第44条の規定により、給与支払者は原則として特別徴収義務者として、個人住民税を特別徴収することとなっています。）

特別徴収の事務

毎年5月に特別徴収義務者あてに「特別徴収税額決定通知書」をお送りしますので、その税額を毎月の給与から徴収し、翌月の10日までに合計額を各従業員の住所地の市町村へ納入していただきます。法令に基づく適正な特別徴収の実施を早期にお願いします。



問合せ●税務課（内線1125・1127）

《11月は“ねんきん月間”です》

問合せ ● 岡谷年金事務所 ☎23-3661
市民生活課(内線1157・1158)

老いることによって変化するのは、身体だけではありません。収入も…! その収入の変化に、大きな役割を果たすのが年金です。ねんきん月間を通じて、年金の制度について理解を深めましょう。

老後やもしものときの備え まずは「国民年金」です!

誰もが必ず迎える老後を、安心して心豊かに暮らすための支えとなるのが、65歳から受給する老齢基礎年金(国民年金)です。

☆平成25年度の国民年金受給額は年額786,500円(平成25年9月時点)です。



また、加入者が事故や病気で障害が残った場合は「障害基礎年金」が支給され、死亡したときには、遺族に「遺族基礎年金」が支給されます(支給には一定の条件があります)。

「保険料の後納制度」あります!

過去10年間にさかのぼって、未納の保険料を納めることができるようになりました。納付期間は平成27年9月30日までに限られますが、後納により、将来受け取る年金が増額になったり、年金の受給資格が得られるメリットがあります。詳しくは年金事務所にご相談ください。



年金保険料が負担できるか心配 ⇒ 保険料の免除制度をご確認ください!

平成25年度の国民年金保険料は1か月15,040円ですが、ライフステージのうちには、収入が安定しない時期もあります。そんなときのために、年金保険料の負担を軽減できる免除制度があります。

※詳しくはご相談ください。

※未納のままでは、「障害基礎年金」などが受けられない場合がありますので、ご注意ください。



岡谷年金事務所の年金相談窓口

年金のことならどんなことでも、お気軽にご相談ください。

受付時間

●月曜日…午前8時30分～午後7時(休日の場合は翌日の火曜日)

●火曜日～金曜日…午前8時30分～午後5時15分

●毎月第2土曜日…午前9時30分～午後4時

※相談の際には、年金手帳・年金証書・印鑑などをご持参のうえ、岡谷年金事務所にお出かけください。



市民のみなさんの安全安心な住まいづくりを応援します!

● 問合せ ●
都市計画課(内線1372・1374)

●住宅の耐震診断を行いましょ

専門家(長野県木造住宅耐震診断士)による住宅の無料耐震診断「簡易耐震診断意向確認票(申込書)」に必要事項を記入し、提出してください。

対象…以下のすべてに該当する住宅

- ◎昭和56年5月31日以前に建築工事着手した住宅
- ◎一戸建ての住宅(店舗などの併用住宅を含む)
- ◎在来工法の木造住宅



景観写真コンテスト作品募集中!

応募締切…平成26年1月31日(金)

※詳しくは、お問い合わせください。市ホームページでもご案内しています。

●住宅リフォームへの助成を行っています

以下の条件を満たすリフォームを行う場合、経費の一部を市が助成します。

助成事業の概要



対象住宅	<ul style="list-style-type: none"> ・あなたか家族が所有する一戸建て住宅 ・分譲マンションの自己専用部分
対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に住所がある人(住民票が岡谷にある人) ・対象住宅に居住するために対象工事を行う人 ・市税を滞納していない人 ・この制度を過去(平成23・24年度を含む)に利用していない人
対象工事	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅部分の修繕、模様替え、そのほか住宅部分の維持および向上のための補修など ・工事着工が今年の4月1日以降で、工事終了が平成26年3月10日の期間内であるもの ・対象工事費が10万円以上200万円未満のもの
施工業者	岡谷市住宅リフォーム助成事業の登録業者

助成の種類

- ①一般リフォーム助成…一般的な住宅リフォームの経費に対して
- ②道路後退助成…岡谷市道路後退整備事業に伴う門扉などの設置経費に対して
- ③定住促進助成…

以下の条件を満たす人が市内に居住する目的で一戸建ての住宅等を購入し、リフォームする場合の経費に対して

- ・18歳未満の子どもを養育する夫婦
- ・夫婦のうちどちらか一方が40歳未満である戸籍上の夫婦
- ・市外から市内への移転居住者

- ④耐震改修リフォーム助成…耐震改修に伴い耐震改修以外の部分をリフォームする場合の経費に対して

※②、③、④の助成を利用する場合は、事前にご相談ください。

※対象になる工事、助成額、申請手続きの流れなど、詳しくは、市のホームページをご覧ください。

※工事完了後14日以内に申請してください。